

令和6年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和6年9月12日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第1 認定第1号 令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について (一般会計

決算審査特別委員会報告)

- 日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 5 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和 5 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 令和 5 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 11 報告第 6 号 令和 5 年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 12 報告第 7 号 有限会社みやまの里の経営状況について
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 14 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (13時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本件については、一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。一般会計決算審査特別委員会委員長 古谷星工人君。

一般会計決算審査

特別委員会委員長 それでは報告いたします。令和6年9月9日、松田町議会議長 平野由里子殿。一般会計決算審査特別委員会委員長 古谷星工人。

一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会は、9月9日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和6年第3回議会定例会において付託された認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位とし、適切な執行がなされたかを中心に審査を行いました。

なお、次のことについて留意されたい。

(1) ふるさと応援寄附金返礼品の経費が高額なものについては縮減に努め、適切な額となるよう取り組まれない。

(2) 西平畑公園給水ポンプなどの更新については、計画的に実施するとともに、不測の事態に対応できるよう、各施設においても危機管理体制に万全を期されたい。

(3) AIオンデマンドバス、スポーツツーリズム推進事業、ジビエ処理・加工施設の運営など、大規模事業に関しては適宜進捗状況を報告されたい。

以上です。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。議員全員による特別委員会のため、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を省略して討論に入ります。

12番 寺 嶋 それでは、討論ということで、まず最初に反対討論ということで行わせていただきます。

12番 寺嶋正。令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

歳入決算額は、前年度対比3.1%増の59億2,011万円、歳出決算額は前年度対比2.7%増の54億1,754万円で、歳入歳出差引5億256万円の剰余金が生じ、繰越明許費の松田中学校整備事業ほか7事業に係る翌年度への繰り越すべき財源7,066万円を除いた実質収支額は4億3,190万円となりました。実質収支残高が多くなっており、適切な予算措置と事業執行に努められたい。

歳入では、自主財源の主たる町税は15億6,334万円となり、依存財源の地方交付税は13億5,728万円、国庫支出金は8億2,373万円、地方債2億2,000万円となりました。

歳出では、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は23億2,478万円となりました。令和5年度末の地方債現在高は53億7,437万円となり、結果として町税の不納欠損額は659万円、収入未済額は5,098万円もあり、収納向上対策が求められています。普通建設事業では、松田中学校校舎改修工事、松田小学校太陽光発電設備整備工事、町道19号線町屋踏切改良工事など実施しました。今後の新松田駅周辺整備事業では、再開発によるビル建設や北口駅前広場整備事業などの大型事業が控えており、扶助費や公債費の増加等で厳しい財政運営が予測され、町民サービス低下を招かないような町政運営を行うことです。18歳までの小児医療費助成や空き家の利活用のための改修や解体の補助事業などは評価しますが、事業の未執行や不用額が多く見受けられるので、十分精査すること。新松田駅南口駅前広場整備事業が滞っており、引き続き尽力すること。

A I オンデマンドバス実証実験では、運行エリアを拡大し、利便性の向上を図り、利用者を増やして持続可能な事業にすること。町消防団員は定員数に対して大幅に下回っており、町民の生命と財産を守る立場から、団員を増やすことなどを申し上げて決算の反対討論とします。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、賛成の討論の方いらっしゃいますか。

1 番 北 村 1 番 北村和士。議長の許可を頂きましたので、討論させていただきたいと思えます。

令和5年度松田町一般会計決算について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。この決算は、子供から高齢者までが安心して暮らせる町を目標とするチルドレンファーストの理念に基づく2年目の決算として、松田町の未来に向けた大きな一歩を踏み出したものとして、私たちに希望と責任を感じさせるものです。特に新松田駅北口地区の市街地再開発事業は、町民にとって生活の利便性を大きく向上させるだけでなく、地域経済の活性化という重要な目的を果たすものです。この再開発プロジェクトは、松田町のさらなる成長を後押しするために必要不可欠です。町民が長年にわたって求めてきた変革が、いよいよ現実のものになろうとしています。また、新モビリティサービス推進事業として、A I 技術を活用したオンデマンドバス、のるーと足柄の試験運行がスタートしました。松田町地域公共交通計画の基本理念でもある「誰もが笑顔で行きたいところへ行けるまち松田」が現実になれば、松田町の成長の下支えをすることができ、そのための第一歩として意義ある施策です。

さらに、松田町の豊かな自然を活用したスポーツイベントや合宿誘致等で地域経済の発展に大きく寄与するスポーツツーリズムの推進、農作物の鳥獣被害を解消しつつ、特産品の創出となり得るジビエ処理加工施設の整備など、町の新たな魅力になるものと考えます。

防災対策の強化についても、昨今の自然災害を受けて着実に進んでいることを確認しました。松田中学校校舎大規模改修事業や松田小学校太陽光発電設備整備工事なども含めて、防災インフラの整備により町民の命を守るための備えが強化されました。こうした施策は、災害がいつ発生するか分からない現代に

において、未来の安全と安心を築く基盤となるものです。子育て支援や高齢者福祉の充実についても、本決算を通じて力強く進められたことを評価します。少子高齢化が進む中、子供を育てやすく、高齢者が安心して暮らせるまちづくりは、私たち全員が直面する課題であり、今後も重要な課題として取組を続けていかなければなりません。

財政面においても、この決算は堅実な運営がなされていることを示していますが、私たちが目指すべきは次のステージです。未来に向けて私たちは新たな挑戦を続け、さらに大胆な施策を打ち出す必要があります。安定した財政基盤の上に、より大きな成長を目指す勇気を持たなければなりません。令和5年度の決算は、松田町の挑戦と成長を示すものです。健全な財政の上での大規模な施策ときめ細かい施策により、松田町は一步ずつ確実に前進しています。日本の人口が徐々に減少している未曾有の状況の中で、時がたてばたつほど従来の社会システムに不具合が生じ、課題が増えていくのは自明の理です。それを防ぐために、松田町の進展を止めずに、さらなる未来へと歩み続ける必要があります。この決算は、そのための確固たる基盤であり、私たちはこの基盤の上にさらに大きな松田町の未来を共に築き上げることを目指し、歩みを止めることなく前進続けることを誓い、賛成討論といたします。

議 長 討論ほかにございせんか。

ないようですので、この辺で討論を打ち切って御異議ございせんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切って採決を行います。認定第1号令和5年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

議 長 日程第2「認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保の被保険者は令和5年度末で2,134人

となっております。さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。また、平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和5年度の決算でございますが、228ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億2,624万4,876円、2、歳出総額11億9,183万6,215円、3、歳入歳出差引額は3,440万8,661円で、同額が実質収支額となっております。

議 長 ちょっと待ってください。すみません。タブレットが開けられない方、大丈夫ですか。追いついていますか。定例会4日目のところに入っています。大丈夫ですかね。いいですか。紙のほうでも追いついているかな。いいですか。はい、すみません、続けてください。

町 民 課 長 この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金を1,900万円といたしました。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。230、231ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億3,022万、収入済額2億2,962万7,574円、不納欠損額は157万3,500円、収入未済額は3,228万484円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.09%で、前年度比較0.35ポイントの増、滞納繰越分が18.88%で前年度比較4.45ポイントの減となり、全体では87.2%、1.9ポイントの減となりました。差押えにつきましては、18件、559万2,408円で、内訳は給与3件、預貯金8件、年金2件、その他5件となっております。

不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが11件、生活保護などの理由により執行停止として3年経過したものが20件、計31件となっております。なお、参考といたしまして、令和6年4月から7月末までの滞納繰越分の収納状況につきましては、186万3,165円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。次の232、233ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制

度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受けております。予算現額 8 億9,969万8,000円、収入済額 8 億6,155万3,017円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の 4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の 5、繰入金につきましては、予算現額 1 億1,251万4,000円、収入済額 1 億426万6,960円、款・項ともに一般会計繰入金につきましては、国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の 1 から 5 までは法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分でございます。節の 1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 で、国と県の負担分を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分と合わせて繰り入れるものでございます。節の 2、職員給与費等繰入金は、職員 2 名辺の給与費と事務費分でございます。節の 3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 が繰り入れされるものでございます。節の 4、財政安定化支援事務繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で繰り入れをして、国保会計に繰り入れるものでございます。節の 5、未就学児均等割保険料繰入金は、令和 4 年度から始まりました制度で、子育て世帯の支援のため、未就学児の均等割保険料のみを 2 分の 1 に減額するもので、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担となります。令和 5 年度の実績は 22 件でございます。

項の 2、基金繰入金、目の 1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、県に納める国民健康保険事業納付金が 1,500 万円の増額、保険事業費が 500 万円の増額となるため財源を確保するものですが、財政調整基金の取崩しにつきましては必要最小限となるよう努めてまいります。

234、235 ページを御覧ください。款の 6、繰越金、令和 4 年度からの繰越金は 2,455 万 9,996 円でございます。

款の 7、諸収入、収入済額 504 万 6,102 円、主なものは、項の 1、延滞金加算

金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の 3、雑入は、第三者行為による納付金 1 件と、次の 236、237 ページを御覧ください。目の 5、雑入は、国民健康保険事業費納付金の過年度の返還金でございます。

款の 8、国庫支出金、目の 1、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金の給付額の引上げに対して市町村における国民健康保険事業運営の安定化を図ることを目的として国から交付されたものでございます。

目の 2、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカード取得促進の周知に対して交付されるものでございます。

最下段、収入合計の収入済額は 12 億 2,624 万 4,876 円でございます。

次に、238、239 ページをお開きください。歳出でございます。款の 1、総務費、予算現額 2,551 万 3,000 円、支出済額 1,903 万 7,239 円。支出の主なものは、備考欄の職員給与費では職員 2 名分の人件費、一般管理経費では被保険者証の発行に係る郵送料などの一般的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員 3 名分の報酬でございます。

一番下段の項の 2、徴税费ですが、次の 240、241 ページを御覧ください。納税通知書等を発送するための通信運搬費等でございます。項の 3、運営協議会費は、国保運営協議会委員 6 名分の報酬でございます。

款の 2、保険給付費、予算現額 8 億 6,755 万 4,000 円、支出済額 8 億 2,912 万 2,035 円、前年度比較約 13.9% の増となっております。新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行により、医療費は原則自己負担となったことなどが推測されます。コロナ前の平成 30 年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により依然として高額なところで推移しており、被保険者 1 人当たりの医療給付費は 43 万 3,812 円となっております。

次の 242、243 ページを御覧ください。項の 2、高額療養費は、支出済額 1 億 1,256 万 5,951 円、前年度比較約 26.4% の増となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。

項の 3、移送費、支出済額 9 万 552 円、移植用臓器の運搬に要したものでご

ございます。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、2件分でございます。

項の5、葬祭費につきましては、葬祭費として1件5万円で18件分でございます。

次の244、245ページをお開きください。款の3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額3億1,928万9,000円、支出済額3億1,928万6,847円でございます。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の246、247ページを御覧ください。国保連合会で作成する退職被保険者等のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額2,262万1,000円、支出済額2,011万5,587円でございます。

項の1、保健事業費、目の1、保健普及費では、人間ドックの補助金1件2万円で、受診者67名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業費につきましては、予算現額900万、支出済額834万3,755円、平成30年度から本格化した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。

説明欄を御覧ください。データヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持・増進のための事業として、0101、糖尿病性腎症重症化予防事業、0102、地域包括ケアシステム推進事業、次の248、249ページを御覧ください。0103、特定健診未受診者対策等事業、0104、早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを算出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する経費でございます。

款の6、基金積立金につきましては、支出済額101万2,427円、財政調整基金

積立金の利子でございます。

款の7、諸支出金、支出済額326万2,060円、250、251ページを御覧ください。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付加算金でございます。

款の8、予備費につきましては、遡りの国保資格喪失により過年度還付が発生し、予算が不足したため充用いたしました。

最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億9,183万6,215円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 北 村 ありがとうございます。差押えの件数などお聞きしてもですね、限られた人員の中でかなり御尽力いただいていると思いますが、それでも滞納繰越分の徴収率が前年割れしてしまったというのはとても残念なことかと思えます。

そこでお伺いします。その原因とですね、今年度の対策はどうお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

町 民 課 長 滞納繰越分が低くなってしまった理由についてですが、改めて確認いたしますと、すみません、滞納者への滞納につきましては、督促状の発送、あと電話催告や催告書を送付したり、あとは個別に訪問をしたり、あとは預貯金照会電子サービス化サービスにより金融機関へ照会をしたりしております。あと、税務課との連携に…すみません。税務課の税目も滞納している同一の滞納者であれば、一括して預貯金照会等をしたり、税務課と合同で訪問して督促をしたり、毎月収納対策会議というのを開催いたしまして、情報交換や対策について情報共有をしております。

前年より下回ってしまった原因は、死亡してしまって、相続人もまたさらに死亡されてとって、ちょっと徴収ができなかったり、あとは生活困窮者でもう差し押さえる財産もなく、分納の約束をしていますが、それが履行されなかったりとか、そういったことが主な原因でちょっとなかなか徴収が厳しかったと

というのが原因だと思われます。以上でございます。

1 番 北 村 ありがとうございます。今年度…昨年…違うか。税務課のほうで預金照会、金融機関の預金照会がオンラインでできるようになったというようなところをお聞きして、かなりこれって従来よりもですね、事務量としてはすごい効率よくなったとは思いますが、そういったところは保険税ですので、お互い税ですのでね、オンライン照会とかというのは使えると思いますので、そういったところも含めて預金照会をして、滞納繰越分を圧縮するよう、よろしく願いいたします。

またですね、滞納者、どうしてもいろんなところ、国保だけじゃなくて、税金もだよとかって、あとは料金ですね、料金も重なっている方が多いと思いますので、全庁的に会議を行っているという、情報共有も行っているということだと思いますけれども、今後圧縮に努めていただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかには質疑ございますか。

1 2 番 寺 嶋 1点目、決算の資料でね、被保険者が2,228人となっていて、課長の報告だともっと減って、2,134人というんですけども、これは現在の被保険者の数なんでしょうか。そうしますとね、1人当たりの医療費というのは、もっとね、これ、保険税に対して医療費もね、もっと1人当たりの医療費というのがね、多くなるように…なると思うんですけどね。その辺の関係はどういうふうになる…なるでしょうかね。

あとはですね、当然今回は医療給付費が相当伸びているということで、主な要因としては高額療養費が相当増えたようなんですけども、実際、保険給付費の件数はね、前回より減っていると思うんですがね。主な減としてはどのように、どのようなことがね、考えられるのか、お伺いします。

当初、それで当初5年度予算組むときに、医療費、大体1か月幾らと、1人当たり、月々どのくらいかかるとか見込みしていただけると思うんですけども、それより相当ね、今回見込みより増えたと思うんですけども、その当初見込みに対してどうだったのか、そういうことをお伺いします。

最後に…あ、最後じゃないや。あと、233ページ、財政調整基金繰入金の関係で、これは県に借入金分を返済が1,500万円と、プラス500万円というのは、これ、何だったかな。ちょっと聞き漏らしたのでね。

それで、今後、これ、県借入金は、当面県からの借入金はずっと返していくと思うんですけども、これ、いつぐらいまでに、来年で、年何千万ぐらい返すのかね。その辺の見込みを伺います。

あと最後に、財政調整基金ということで、一応財政調整基金が国民健康保険診療所と国民健康保険特別会計…保険事業特別会計と一緒にしているんですけども、基金がね、1,900万円を繰り入れ…繰り入れしてますよね。それで、なおかつあとは出費してますので、実際そうしますと国民健康保険事業会計のほうの財政調整基金繰入金…繰入金じゃない、財政調整基金は現在、差引で幾らなっているのか、分かりましたらお知らせください。以上。

町 民 課 長 ただいまの質問ですが、まず被保険者の数でございますが、令和5年度末で2,140…失礼いたしました。2,134名でございます。

そして、1人当たりの…（「出てなきやいいです。」の声あり）出てます、すみません。すみません、被保険者1人当たりの医療費は、医療給付費は43万3,812円でございます。

あと、給付費の増加の原因ということですが、被保険者もやはり高齢化しておりまして、医療がかかるものが増えているということと、あと、考えられますのは、医療技術が高度化していて、医療費そのものがやはり高額になっているんじゃないかというふうに思います。

それと、保険給付費の当初予算との乖離はということだったんですが、こちらは医療給付費の当初予算が8億6,755万4,000円で、支出済額が8億2,912万2,035円となっております。不用額3,843万でございますが、医療費、やはりなかなかちょっと読みづらいところもありますので、予算内で支出ができたので、それほどすごい乖離ではないかなとは思っています。

あとですね、財政調整基金プラス500万の理由は、データヘルス計画の委託料でございます。

それとあと、県の返済のことを伺われたと思うんですけども、すみません、県に納める国民健康保険事業納付金1,500万のことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) ごめんなさい、こちらは違います。すみません。5,000万の借入のことでよろしいでしょうか。はい、すみません。こちら平成30年度から令和4年度までで、毎年1,000万ずつ返済して、もう返済のほうは終わってございます。

あと、財政調整基金の関係を御質問なさったかと思うんですけども、今、診療所と一緒に、国保診療…財政調整基金の国保と診療所の内訳でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) 5年度末で、年度末の数字でございますが、国保分が3億309万967円、診療所分が6,622万9,762円でございます。国保分が3億309万967円でございます。診療所分が6,622万9,762円でございます。国保分が3億309万967円でございます。診療所分が6,622万9,762円でございます。以上でございます。

12番 寺 嶋 一応確認で見て。保険給付費が1億円以上ね、前年度より増えたということで、主な要因としては、高額療養なんだけども、最近の医療技術の関係で保険給付費というか、医療費がね、上がっているようだということですよ。当初見込んだ分としては、一応保険税内で収まっていますけども、見込んだ分からはやっぱり相当上がっていますよね。その辺もう一度、もう一回確認します。

町 民 課 長 保険給付費の関係でございますが、特に補正予算等もしておりませんので、おおむね見込みどおりかなというふうに思っております。

12番 寺 嶋 医療費のほうの給付費、大幅な伸びということの主な理由をね、もう一回ちょっと確認したいと思いますが。

町 民 課 長 医療費の伸びということでございますが、やはり国保の加入者自体、医療に、医療費がかかるであろう高齢者がまず多いということで、医療費がかさむということもあると思いますし、あと、先ほど申し上げましたように医療費自体が、診療報酬の点数自体が高いものがありますので、そういったものが増えた原因かと思っております。

12番 寺 嶋 終わります。

議

長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議

長 日程第3「認定第3号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長

それでは、松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。

258ページの実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は5,336万964円、2の歳出総額は4,790万2,711円、3の歳入歳出差引額は545万8,253円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。260、261ページを御覧ください。歳入でございます。歳入の主なものについて説明させていただきます。款の1、診療収入、項の1、外来収入は、予算現額2,641万7,000円、収入済額2,710万8,855円、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の各診療報酬、その他収入の合計になりますが、前年度より64万7,107円、2.4%の増となっております。利用者数は延べ人数3,133人で、昨年度と比較し、年間542人、20.9%増加しております。令和3年度に診療所の医師が3人交代したことや、週1日のみの上病院の医師による診療となった期間があったことなどから、一時は利用者数が減少しましたが、週5日の診療に戻り、少しずつ患者数が増えてまいりました。6年度は週5日の診療体制を維持しております。

款の 2、使用料及び手数料、項の 2、手数料は、収入済額7,340円で、健康診断書作成などの文書手数料でございます。

款の 3、繰入金、項の 1、目の 1、一般会計繰入金、収入済額187万9,000円につきましては、次の262、263ページにまたがります。診療所会計において会計年度任用職員 1 名分と、職員給与費を支出しておりますが、その職員が寄出張所と兼務であるため、一般会計の寄出張所から職員人件費の一部を繰り入れたものでございます。

基金繰入金…すみません。項の 2、基金繰入金、目の 1、財政調整基金繰入金は、診療所会計の運営維持のために1,700万円を基金から繰り入れたものでございます。

款の 4、諸収入、項の 1、目の 1、節の 1、雑入は、収入済額15万7,330円で、保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項の 2、受託事業収入、目の 1、特定健康診査等受託料は、収入済額31万6,425円で、診療所において特定健診を受けた方25件分の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

款の 5、繰越金は、令和 4 年度決算の剰余金を繰り越したもので、収入済額574万4,014円を繰り越しいたしました。

款の 6、県支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金医療分として交付されたものでございます。

最下段、収入合計額を御覧ください。収入済額5,336万964円でございます。

次の264、265ページを御覧ください。歳出について説明させていただきます。

款の 1、総務費、項の 1、施設管理費、目の 1、一般管理費は、支出済額3,310万8,725円。右側の備考欄を御覧ください。0101、一般管理経費の主なものは、備品購入費で温度測定機能付オートディスペンサー、ヘパフィルター付空気清浄機、ヘパフィルター付パーテーションを、先ほど歳入で御説明いたしました県補助金を活用し、購入いたしました。18、負担金補助及び交付金の中の医師派遣負担金408万円は、足柄上病院の医師派遣に対する 1 日 8 万円の51

日分の負担金でございます。0102、会計年度任用職員給与費は、レセプト事務員1名、窓口受付事務員2名、医師2名、看護師2名及び診療所兼出張所職員1名分の報酬等でございます。

次の266、267ページを御覧ください。0301、職員給与費は、再任用職員1名分の給与等でございます。

目の2、団体負担金の支出済額は41万4,720円で、医師会負担金などがございます。

款の2、項の1、医業費、支出済額1,437万9,266円。目の1、医療用機械器具費では、委託料として感染症廃棄物処理委託料を支出しており、ワクチン接種の注射器などもこちらで廃棄しております。

目の2、医療用消耗品費は、ワクチン接種の際のアルコール消毒綿や使い捨てグローブなどがございます。また、令和5年6月から発熱外来を開始し、コロナ・インフル検査キット等、発熱外来実施に必要な医療用消耗品もこちらで購入しております。

目の3、医療品衛生材料費は、1,244万8,387円、医薬品代でございます。

目の4、病理検査費は、血液検査等の検査費用でございます。

次の268、269ページを御覧ください。予備費につきましては、医療費の医療用消耗品費へ33万4,503円、医療品衛生材料費へ96万2,018円を充用いたしました。

最下段、歳出合計額を御覧ください。支出済額4,790万2,711円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 令和4年決算、そのときの監査委員の指摘事項で、この診療所については赤字経営を補填するために財政調整基金を取り崩して黒字にしているということで、収支で言うと大体500万程度繰越金を残さないと動かないということで、財調を取り崩しております。そのときに赤字経営を解消するため、診療所収入を増加させる方策を検討し、健全な会計運営になるよう努められたいということで指摘されております。この指摘を受けて、令和5年度どのような対応をさ

れたのかということ、まずお伺いします。

町 民 課 長 寄診療所についてですが、令和2年度までは今までずっと長くお勤めでした山田先生のほうが診療されておりました、県外からも多くの患者様が受診されておりましたが、令和2年度末で退職されまして、令和3年度は医師が交代したことによる患者離れがあったものの、コロナワクチンの接種を行っていたため、そこまで収入減にはなりませんでしたが、医師が退職して、上病院の医師が週1日のみの診療の時期があったりしておりましたり、先生が突然お亡くなりになったり、週5日の体制がちょっと厳しい時期なんかもございまして、診療日が安定してなかった前年度もありまして、患者数が減ってしまったということがありました。

令和5年度についての御質問でしたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、寄診療所で発熱外来を開始いたしました。それで診療収入は前年度を上回ることができたと思っております。

あとはですね、本年度なんですけれども、診療所長のほか現在は2名の医師と…診療所長のほか2名の医師と、毎週火曜日の午後は足柄上病院の医師が輪番で担当して、週5日の診療体制を維持しております。毎月1回、診療所の収支を算出して、診療所長を打合せを行っており、支出を抑えて収入を増やす方法を考えております。また、いまだに週5日の診療ではないと思われている方もいらっしゃることから、ホームページや広報に掲載して、改めて周知を図っているところでございます。

ちなみに、令和4年度の1日当たりの平均患者数は約11人でございましたが、令和5年度の1日当たりの平均患者数は約13人で、わずかではございますが、増加しております。今後も一人でも多くの患者を増やせるよう、努力していきたいと思っております。以上です。

8 番 田 代 ただいまの課長の説明によって、前年対比540人増えたと。金額で言うと64万7,000円ですけれども、6年度に向かって…6年度ですか、支出を減らしてお客を呼び込もうと、そういう努力をされていることを理解いたしました。

それで、もう少しこの件に関して詳しく質問させていただきたいと思っております。

令和元年から3年度までの診療収入、これが4,900万から6,000万円ほど上がってました。令和元年度と3年度は、財政調整基金は取り崩してないです。まさに黒字経営ということです。先ほどのお話にありましたように、まぼろしの名医と言われる先生が長い間培ってきた努力のおかげで、5,000万から6,000万、多いときは7,000万、8,000万という記憶もありますけれども、外の方も来ていただいたと。それが退職されてから、運悪くコロナのこともあったと。それでもコロナの受託受診ですか、そういったこともあって、3年度は6,000万売り上げたんですけれども、先ほど私が指摘した4年度の決算ですね。3年度は6,000万上げていたんですけれども、4年度が2,600万に診療収入が落ちてます。で、5年度が2,700万。それでプラス647万ですか、端数を含めると64万7,000円だ。64万7,000円の増となったということなんですけれども、一応一番心配なのが、財政調整基金です。先ほどの説明ですと、総額で言うと結構な額、3億6,900万ほどあるんですけれども、その内訳として、診療所と国保が分かれているということで、診療所が先ほどの前者の質問のときに6,622万という回答されたと思います。診療所の財政調整基金で。それで、今回6年度、一生懸命経営努力されてるんですけれども、やはり財政調整基金、繰り入れないと厳しいと思います。ざっくりで結構ですが、担当課長の予想として、6年度はどのくらいの数字になるでしょうか。

町 民 課 長 財政調整基金の今年度についてということですが…（「診療所の取崩しです。」の声あり）診療所の取崩しについてということですが、予算、今年度予算で財政調整基金繰入金として1,500万円をお認めいただいているんですが、今年度、今9月ですが、既に1,500万もう取り崩しております。あと半年あるため、厳しい状況ではありますけれども、少しでも次年度に繰り越せるように努力していきたいと思っております。以上です。

8 番 田 代 ここが私、一番気になりました。今現在6,622万…今現在じゃなくて、決算の3月末ですよ。それで6,622万、5年度決算の財政調整基金の残高が6,622万。これ、4年間で割り返すと1,655万なんです、1年当たり。1年当たり1,655万ずつ取り崩すと、4年間で枯渇すると。もう少し黄色信号から赤信号になる

のかなと。今、課長の説明のとおり、6年度予算についても1,500万、もうこれは取り崩す予定だとすると、もう5,000万ですよ。3年ぐらいしか、もう三、四年しかもたないと。

ここで町長にお伺いいたします。所管課としてはできる努力を相当された中で、診療収入増に努めているんですけども、なかなかこればかりは、すぐには効果が現れないと思います。しかしながら、今のペースでいくと、4年もつかどうかで、財政調整基金が枯渇してしまいます。一つの考えで、一般会計繰入金で人件費相当分、診療所の職員の人件費を今年度決算で187万ほど繰り入れています。これ以外に要するに国保診療所、これについては寄の地域の住民の方の健康を守る大切な拠点だと思います。これを維持するために財調を枯渇するまで乗り切るという考えも、方法もあると思うんですけど、少しでも財政貯金を持ちながら、一般会計のほうから支援できないのかなと私個人は考えております。そういったことで、一般会計繰入金、これについて職員の人件費、法定繰入分以外にこういった経営を支援するために繰入金、一般会計からすれば繰出金ですけど、これを少し確保するという考えについて、町長、いかがでしょうか。

町長 御質問ありがとうございます。令和6年度の予算を組むときに、もう既に…既にというか、この決算の数字は大体見えていたので、数字だけ言うと、令和5年度の決算はマイナスの1,700万なんですよ。繰越金と差引きして2,700万、財調繰入れした分が丸々赤字になっている状況です。国保の診療所という表現がいいかどうかですけども、寄地区に近いところに診療所があるというのは、もう必要不可欠なものだというふうには考えております。ただし、特別会計だということで、受益者負担、受益者負担といいたいまいしょうかね、ということで行くと、独立採算制を求められているというのが原理原則があって、法定外繰入金をどこまでやっていくかというところが、まず。それに関しては、町民皆さん方の覚悟が必要だというふうには考えております。

ですので、その中でも先生には、今年1年に関しては先生が思いどおりやるように私は認めますということで予算を組みます。しかしながら、今年1年や

ってもらって、先生の思うとおりにいかないということになった場合に、要はお客様が増えないというようなことは、これはもう普通に考えて、もうしょうがないことだということを経験しながら、日にちをもうちょっと少なくするなり何なりということは、次の段階として考えましょうという約束のもと、今年スタートしているところでもあります。ですので、やっぱり軸になっている今、藤本先生が本当に真剣にやっていたところ、我々として支援できることは支援していきますけども、その先、今度令和7年度、8年度といったときに、田代議員が言われているように、もう4年で枯渇するのは、その時点で見えていましたので、細く…太く短くではなくて、細く長くやる方法を一緒に考えていきたいと思いますという話はしております。可能な限りは助けていきますけども、自助努力はしっかりとやっていっていただかないと、ここで今、田代議員がおっしゃられたようなところで、ロープを締めちゃう…緩めちゃうとまたいけないので、その辺は我々としてもですね、一般会計のほうのお金をどんどんつぎ込みますということは、なるべくこの今の現時点では避けさせていただいて、できる協力はするということととどめさせていただきたいと思えます。以上です。

- 8 番 田 代 今の法定外繰入金、ロープを緩めてしまうと、逆に経営が甘くなるというお話だと思います。確かにそれも一理あると思います。そういったことから、この1年間、ある面では勝負の年だと思いますので、とにかくやるだけやって、収入は増やしていただくと。それで支出については、これは5日間、先ほど課長の説明で、こういった町立の診療所で5日間フル稼働しているところは珍しいということですので、町民のためには、寄地域の人のためには、5日間がベストかもしれませんが、本当に経営が厳しいようだったら、若干これを縮小して、人件費の削減に努めるということを町長も今、言われてきたのかなと。私、個人的にはインフルエンザの予防接種だとか、あとはコロナの接種も、ほとんど寄に行ってます。極力寄の診療所が利用させていただいて、少しでも…大した額じゃないですけどね、お金を落ちるようにしているつもりです。その辺も今度、職員の皆様がちょっとそういった運動をしていながら、少しで

も多くして、経営を何とかまい方向に持って行っていただければありがたいと思います。

今現在の結論としては、赤字分は財政調整基金取崩しと、そういうことで理解させていただきます。これからの検討をお祈りします。よろしく申し上げます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

11番 飯 田 私がですね、質問しようとしたところ、前議員がほとんどされていたので、あとちょっと補足的なね、質問したいと思います。

1つはですね、寄地区、人口がですね、減少どんどんしてきてですね、当然診療所にかかる人も減ってきているというのは現実じゃないかと思うんですが、令和4年度に比べて5年度少し診療収入が上がったというふうなことでね、それは診療科目の発熱外来ですか、それが増えたというふうなことで、その分の恩恵かなと思います。令和4年度に監査のほうから指摘された診療収入増加させる方策を検討ということで、こういう結果だと思うんですがね。1つはですね、例えば松田町の例えば管理職の中でも、何かあればですね、積極的に寄の診療所を利用していただいている管理職の方もいるんですよ。そういうやっぱり気持ちを持って、何とか松田地区に、松田地区にある診療所をですね、存続させると。というのは、やっぱりどうしてもですね、寄地区の診療所の場合には、地域のかかりつけ医としての位置づけの診療所ですのでね、先ほど例えば一生懸命やって駄目なら、例えば1週間開く日数をですね、1日削る、2日削るというふうな話がちらっと町長のほうから出ましたけど、実際ね、それが、それをやったらもっと診療する人いなくなっちゃうと思うんですよ。というのは、急に熱が出た、畑でけがした、山でけがしたという人がですね、診療所が開いていれば、そこは行けないわけですよ。だから、どうしてもやっぱり診療所はですね、5日開けてもらうというふうな形での取組を何とかしてもらいたいというふうに思います。

それとあと、昨年…令和4年度ではですね、2,646万の診療収入があったというふうなことで、町からの繰入金、結局赤字の補填分ですよ。これが968

万円、町のほうから出てます。ところが、今回の決算を見ますとですね、診療収入、少し増えてまして、それとあと繰入金のほうは1,887万9,000円と、約、令和4年度に比べて、5年度は倍近く繰入金が出ているんですが、これ、何か特別な理由みたいなものはあるんでしょうか。その辺をお尋ねします。

町 民 課 長 すみません。繰入金でしょうか。一般会計の繰入金でしょうか。187万9,000円のほうですか。

1 1 番 飯 田 164万ですよ、昨年が…令和5年度が。

町 民 課 長 分かりました、すみません。一般会計の繰入金ですよ。こちらは一般会計の寄出張所費から兼務職員の人件費の50%を、兼務職員ですので、一般会計のほうから繰り入れた分でございます。

1 1 番 飯 田 全体的にね、繰入金が令和4年度に比べて5年度は倍近くなってるんですね。その要因は何かっていうふうな質問だったんですが。令和5年度については、その一般会計繰入金ですか、それが188万7,900円かな。それとあと、財政調整基金のほうは1,700万出てますよね。財政調整基金はその前の年は500万だったんですよ。そうすると3倍…3倍ぐらい昨年は出ているということなので、何か特別に必要があって当然出ていると思うんですが、それは何でしょうかという質問なんです。

町 民 課 長 すみません。令和4年度の財政調整基金の繰入金が増えて…令和5年度は増えているということですが、こちらはですね、発熱外来を始めまして、インフルエンザとコロナの検査キットが…を購入したりしたことが、予算を組むときには、ちょっと発熱外来をまだ予定してなかったものですから、そういったキットの費用とかを見込んでなかったんですけども、発熱外来を始めまして、キットも単価が割と値が張るものですから、それが発熱外来の患者数が多く、キットを買ったり、品薄になったもので、また在来品でちょっと高いものを買わざるを得なく、そういったことで支出のほうはちょっとかさんだことがあります。基金のほうを取り崩したという経緯はございます。以上でございます。

1 1 番 飯 田 そうしますとですね、例えば発熱外来、ちょっと変な質問なんですけど、発熱外来を診療科目に加えなかったとしたら、そういうふうなキットとかいろん

なそれに付随するものって、検査機器みたいなものも要らなくなりますよね。そうすると、例えば赤字に相当する繰入金は大体1,000万ぐらいで収まったというふうな話なんですか。（私語あり）

というのは、収入増が64万ですよね。そうしますと、発熱外来用に1,000万近く投資をして、診療収入は24万上がったというふうなことで、理解でよろしいんですか。（私語あり）

町 民 課 長 すみません、取り立ててそれも発熱外来に係るものもかかったんですが、主にはやはり人件費のほうが大きくかかっています。

1 1 番 飯 田 分かりました。いずれにしてもですね、地域医療として必要な存在ですので、ぜひ皆さんのほうも、また町のほうもですね、一生懸命支援していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですので、ここら辺で質疑を打ち切って討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第3号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 暫時休憩いたします。午後2時30分より再開いたします。（14時16分）

議 長 それでは、休憩を解いて再開します。（14時30分）

議 長 日程第4「認定第4号です。令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、上水道事業会計の決算について説明いたします。

286ページをお願いします。令和5年度松田町上水道事業報告書から説明をいたします。概況、(1)総括事項。本町の上水道事業は、給水人口8,680人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために、水害対策事業や施設の維持管理を行いました。本年度の水道事業収益につきましては、営業収益の主である給水収益は、新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金減免事業が終わり、通常の料金徴収に戻ったことから、前年度比14.7%の増、営業収益全体では前年度比13.5%の増となり、金額にして1,089万9,815円の増収となりました。

また、営業外収益につきましては、新築住宅の需要増加により加入負担金の収入が前年度比14.1%増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の水道基本料金減免事業による一般会計からの繰入金がなくなったことから、全体では22.5%減の856万2,463円の減収となりました。これにより水道事業収益全体では、前年度比1.9%の増加で、1億3,150万5,756円の収入となりました。水道事業費用は、業務の合理化やコストの縮減に努め、昨今の原油価格高騰による電気料金高騰も落ち着きを見せたことから、前年度比4.2%減の1億1,420万6,081円の支出となりました。

その結果、今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度経常利益の355万2,679円から192.4%増の1,038万7,552円の計上に至りました。

資本的収入につきましては、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事の財源として、上水道事業債5,120万円を発行いたしました。資本的支出は、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事などを実施し、前年度と比較すると、支出総額は前年度対比184.4%増の1億3,579万2,720円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,459万2,720円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額951万6,773円、建設改良積立金5,000万円、減債積立金81万6,725円、過年度分損益勘定留保資金2,425万9,222円で補填しました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億5,737万2,659円と当年度分損益勘定留保資金の合計2億1,966万5,518円は、令和6年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、287ページをお願いいたします。このページの表は、収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

290、291ページをお願いいたします。上水道事業収益費用明細書の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益、節、水道使用料につきましては、水を売ったことによる収益で、備考欄のとおりの内訳でございます。前年度対比45万6,415円の増となっております。給水世帯数が増えたのは、宅地開発、町屋のファミリーマートの裏ですね、が促進されまして、新築住宅が増加したものでございます。

次に、目3、その他営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止、開始や給水工事の審査、検査などの手数料でございます。節、他会計負担金につきましては、下水道事業特別会計から下水道使用料の徴収事務負担金と一般会計からの消火栓維持管理負担金197基分でございます。

項2、営業外収益、目2、雑収益の節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計より水道料金徴収事務並びに施設の維持管理に伴う人件費相当分を繰り入れたものでございます。その他、加入負担金52基分でございます。

目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

292、293ページをお願いします。支出です。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費は、水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。主な支出としまして、節、委託料の備考欄をお願いします。上から2段目、水質検査・検便検査委託料は、水道法に基づき水質検査を行い、結果はいずれも基準に適合しており、放射性物質に関しては検出はされておられません。検針業務委託料は、3名で、4,417件の検針を行っております。量水器交換委託料につきましては、計量法により8年と定められている使用期限を迎える量水器640器について、期限満了前に交換をしたものでござい

ます。節、修繕料は、構築物等の修繕料で、漏水修理やメーター交換でございます。節、動力費は、ポンプ場5か所の動力に係る電気料でございます。

294、295ページをお願いします。目3、総係費につきましては、職員1名の人件費と一般事務関係の費用が主なものでございます。節、負担金について、維持管理費は、一般会計から独立した公営企業として役場庁舎を利用している分の負担でございます。新水道システムは、システム組合で共同化しているシステムにおける上水道事業分の負担、納付書業務等アウトソーシングは、同じくシステム組合で共同化している納付書はがきの作成に係る負担金でございます。

296、297ページをお願いします。目4、減価償却費、節、有形固定資産減価償却費は、建物、構築物、機械、装置などの減価償却を、節、無形固定資産減価償却費は、庁舎利用権及び水道システムの減価償却費で、実際の支出はございません。

目5、資産減耗費、節、固定資産除却費につきましては、令和5年度中に交換した量水器640基分で、実際の支出はございません。

項2、営業外費用、節、企業債利息につきましては、企業債利息24件分の償還金でございます。

298、299ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。収入です。款1、資本的収入、項以下企業債につきましては、宮下水源水害対策に係る受変電及び自家発電設備改修工事に係るものでございます。

次に支出です。款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、建設改良費の主なものでございます。節、報酬は、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員へ支払ったものでございます。節、給料は、職員2名の人件費でございます。節、工事請負費は、酒匂川水系の洪水想定に基づく宮下水源水害対策事業で、上段の電気設備は、受変電及び自家発電設備の更新工事で、令和5年度及び6年度の2か年で行います。下段の建築・土木は、受変電及び自家発電設備を設置する架台等の建築でございます。

目2、固定資産購入費、節、材料費は、計量法に基づき8年以内で順次交換

をしている量水器704基分を購入したものでございます。

項・目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金18件分の償還金でございます。

それでは、280ページにお戻りください。上段の表は、令和5年度議会で承認いただいた令和4年度の剰余金処分計算書に基づき、会計処理を実施した結果でございます。

下の表を御覧ください。令和5年度松田町上水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の上段は資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分量としまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に当年度純利益の20分の1を下らない額として20万円を積み立てさせていただきたく、また建設改良積立金に300万円、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,436万6,995円を組入資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額とさせていただきたく、御提案いたします。

278ページにはキャッシュ・フロー計算書、279ページには損益計算書、282、283ページには貸借対照表、300ページ以降には固定資産明細、企業債明細書、建築工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧をいただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和5年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第5「認定第5号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

310ページをお願いします。歳入総額5,141万3,088円、歳出総額4,686万36円、歳入歳出差引額は455万3,052円、繰越額はございませんので、実質収支額は455万3,052円でございます。

312、313ページをお願いします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料1,360万7,543円、収納率は99.1%でございます。なお、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算により、10か月分の収納となっております。節2、滞納繰越分21万2,167円、収納率は10.5%でございます。

款2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金の加入負担金につきましては、2件分でございます。

款3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水装置の工事の際の審査、検査及び中止、開始に伴う手数料でございます。

款4、繰入金、項1以下、一般会計繰入金につきましては、長期債元金と利子の償還金等に充当するものでございます。

項2以下、寄簡易水道事業運営基金繰入金につきましては、令和6年度から

企業会計化されることに伴い、保有していた基金を清算するために取り崩したものでございます。

款5、繰越金の前年度繰越金は、207万5,320円でございます。

314、315ページをお願いいたします。款7、町債につきましては、簡易水道事業債は、宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ更新工事、公営企業会計適用債は、特別会計から企業会計へ移行に係る分でございます。

316、317ページをお願いします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費でございます。備考欄をお願いします。0101、管理的経費の主な支出としましては、01、需用費のうち光熱水費は、水源4か所の取水ポンプ並びに7か所の送水ポンプの電気料でございます。修繕料は、漏水と施設修理費でございます。12、委託料のうち、水道使用量検針業務委託料は、検針員に対する業務委託料でございます。量水器取替え委託料は、計量法によるメーター器の交換で、268器分でございます。寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会計から公営企業会計への移行に係るものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターでございます。27、繰出金は、納付書の発行や伝票処理など上水道事業会計と一緒にしているため、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。0102、会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬3名分で、業務内容は水道施設点検、残留塩素測定、施設地内の草刈り等でございます。0103、投資的的事业につきましては、宇津茂送水ポンプ場送水ポンプ工事、先日施設の見学をいただいた場所でございます。送水ポンプ2機のうち耐用年数を越えた1機について更新をしたものでございます。

318、319ページをお願いします。公債費につきましては、長期債元金23件分、長期債利子31件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 中津川 312ページ、13ページですね、最上段のところの事業収入についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども。給水収入のですね、そこに調定額が

ですね、水道使用料が1,373万6,000円、それから滞納繰越分として201万6,000円、合計ですね、1,575万円ほどここに調定額があるうちですね、未収の金額がですね、193万2,000円ということで、全体の大体12%ぐらいを占めているんです。先ほどちょっと前置きがあって、ここで企業会計に移行するので、10か月分の収入分だということなんですけども、この表だけ見ただけでもですね、かなり滞納繰越分がですね、201万6,000円に対して実際の収入済額が21万ほどという、大変少ない額になっているんですけども、その辺のですね、未収になっている原因についてお伺いしたいんですけども。

環境上下水道課長

滞納繰越分につきましては、滞納されている方について、まず督促状をお送りいたします。それでも入金がない場合には、水道を止めさせていただきますという通知を送ります。それでも入金していただけない方には、電話で直接お電話させていただいて、役場のほうに来てくださいということで、カウンターに来ていただいて、今後どういうふうな返済をしていくかというのを相談した上で払っていただきます。それでも来ない場合には、水道をですね、止めるところまでいかないんですが、絞った上で、ちょっと使いにくくします。そうすると大体の方が役場に来て、何とかしてくれないかという相談に来られるので、そのときに今後の返済について考えていきたいと思いますということで、担当職員と相手方の一番いい支払い方というのをお互いに話をしながら決めております。

ただ問題なのは、滞納される方というのは、1回滞納すると次回以降にそれよりも大きい金額を払わないと、この金額が減らないわけです。1回目は何とか払うんですけど、数回払っているうちにまた止まってしまうということがありますので、なかなかそこを解消するのが難しいところです。滞納分についてはそこが今一番難しいと思っておりますので、今後町内でもですね、いろいろなほかの担当課でも、税の徴収とかでうまくやっているところがありますので、そういうところを参考に滞納のほうは、滞納整理のほうはしたいと思っております。

なお、現年度分、1の水道使用料のほうは、令和5年度ちょっと頑張ったというか、初期滞納者にはですね、1件1件電話をかけて、何とかお願いします

というふうに電話対応したところ、収納率が99.1%と、かなり上がっています。令和4年度から5年度の滞納繰越分は、調定額で言いますと201万6,216円でございますが、5年から6年へ繰り越される滞納繰越分というのが、右側の収入未済のところの上から3段目、193万2,830円ということで、令和4年度末から5年度末に対しては、多少減らすことは現年度のおかげでできているんですが、そちらのやり方をやりつつ、滞納分についてはもっとしっかり取れるような形で対応してまいります。以上です。

4 番 中 津 川 細かな説明ありがとうございました。受益者負担を原則とする水道事業ですから、これは水道利用されている方全員がね、負担していかないと賄えないということで、未納者がいると不公平になってしまいますので、いろいろと苦勞されているようですけども、引き続きですね、未納分の未収…未収分の滞納についてですね、なるべく対策を取っていただければというふうに思います。

町の水道事業の給水条例にも、給水の停止ということで規定はされていますが、これまでに水道料金未納で、先ほどはちょっと制限して量を絞るとかあったんですけども、実際にこういう給水という停止になったという事例というのはあるんですか、ここ近年で。お願いします。

環境上下水道課長 給水停止という通知は送っているところですが、住民の命に関わるものがございますので、まずは絞って、使いにくくした上で、何とかできないかというふうに、それでもやはり役場のほうに来るので、それで今のところは対応しております。以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。いろいろと御苦勞されて取り組んでいるということですが、寄の簡易水道はですね、毎年他会計から繰入金を入れて収支のバランスを取っている。この間の一般質問のところでもあったんですけども、今後ですね、水道管の耐震化とかですね、大変厳しい経営状況ですので、水道利用者ですね、公平性を保つ意味でもですね、未納対策、これをまた引き続き徹底していただければと思いますので、お願いをいたします。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第6「認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和5年度松田町下水道事業特別会計の決算書を説明いたします。326ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億4,191万8,874円、歳出総額1億9,907万7,630円、歳入歳出差引額4,284万1,244円、繰越額はございませんので、実質収支は4,284万1,244円でございます。

328、329ページをお願いします。歳入です。款の2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料です。備考欄、公共下水道使用料現年度分9,736万9,629円、収納率は99.1%でございます。節の2…すみません。公営企業会計移行に伴う打ち切り決算により、10か月分の収入でございます。節の2、滞納繰越分160万7,533円、収納率は28.7%でございます。

款の3、繰入金的一般会計繰入金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款の4、繰越金につきましては、820万7,774円でございます。

330、331ページをお願いします。款の6、町債につきましては、備考欄、公共下水道事業債は、宮下地内の流量計更新工事と、資本費平準化債特別措置分でございます。酒匂川流域下水道事業債は、流域下水道事業建設費負担金の支出に係る分でございます。公営企業会計適用債は、特別会計から企業会計への移行に係る分でございます。

332、333ページをお願いします。歳出です。款の1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。備考欄で説明します。主な支出は、職員1名分の給与費と委託料及び公課費です。節2、委託料のうち下水道使用料徴収事務委託料は、上水道と下水道の徴収事務を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。下水道事業公営企業会計委託料は、特別会計から公営企業会計への移行にかかったものでございます。公課費は、下水道事業会計の運営に伴い、令和5年度に支出した消費税でございます。

目2、施設管理費です。備考欄、最下段、光熱水費につきましては、流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。

334、335ページをお願いします。備考欄、節12、委託料につきましては、マンホールポンプの点検や清掃などに係るものでございます。

款の2、事業費、項・目ともに下水道事業費です。節14、工事請負費は、流量計更新工事、宮下地内に設置されている流量計が耐用年数10年を経過したため、更新したものでございます。

款3、項・目ともに流域下水道費です。備考欄、酒匂川流域下水道事業建設費負担金につきましては、酒匂川管理センター汚水処理施設内で改修工事等に係る負担金、酒匂川流域下水道事業維持管理負担金につきましては、同施設の維持管理に係る負担金でございます。

款4、公債費は、336、337ページをお願いします。長期債元金106件分、長期債利子123件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6号令和5年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第7「認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計収支決算について御説明をいたします。

まず、344ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額11億8,824万9,854円、歳出総額11億6,056万7,720円、歳入歳出差引額8,168万2,134円、繰越額はございませんので、実質収支額も同じ8,168万2,134円となります。

続きまして、収入について御説明いたします。1枚おめくりいただき、歳入歳出決算事項別明細書、346、347ページをお開きください。款1、保険料でございます。予算現額2億2,190万6,000円、調定額2億3,099万7,090円、収入済額2億2,976万520円、不納欠損額17万9,820円、収入未済額105万6,750円となりました。不納欠損処分につきましては、不納欠損処分者2名分です。こちらは生活保護者でございます、2年経過したものでございます。現年度分についての欠損処分はございません。令和5年度末での65歳以上の第1号被保険者の数は3,715人でございます。

続きまして、項1、介護保険料、目1、第1号被保険者保険料のうち、節1の現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万以上の方、3,467人分に対

するものでございます。節2、現年度分普通徴収保険料につきましては、年金収入が年間18万未満などの方で、248人に対するもので、収入未済額としては52万1,460円で、収納率は97%となりました。節3、滞納繰越分普通徴収保険料としましては、普通徴収に係る未納保険料の中で、収納率としては8.31%でございました。

続きまして、款3、国庫支出金でございます。347ページをお開きください。347ページの中段より少し下、項1、国庫負担金から項2、国庫負担金、国庫補助金につきましては、保険給付費等の定められた割合を国の公費負担割合として投入しております。

続きまして348、349ページの中段をお願いいたします。款・項、支払基金交付金、こちらにつきましては2号被保険者の保険料として、保険給付費等の定められた額を割合を収入しております。

下段をお願いいたします。款5、県支出金、項1、県負担金、それと項2、県補助金につきましては、こちらも介護給付費等の定められた割合により、県の公費負担分として収入をしております。

続きまして、350ページ、351ページをお願いいたします。350ページの中段、項6、繰入金、項1、一般会計繰入金です。これは町の公費負担分として介護給付費等の定められた割合として、目1、介護給付費繰入金以下同様に、その他一般会計繰入金事務費であったりとか、職員給与費ですね。3の地域支援事業費繰入金として、4、低所得者保険料軽減繰入金として、それぞれの率に基づいて一般会計より繰り入れたものでございます。

続きまして、352、353ページを御覧ください。項2、基金繰入金で、目1、財政調整基金繰入金につきましては、介護保険財政調整基金より介護給付費等に充てるため、1,500万円を繰り入れたものでございます。

続きまして、354、355ページをお願いいたします。上段、繰越金、款・項・目とも繰越金でございます。前年度、令和4年度からの繰越金は8,534万9,902円でございます。

以上、歳入額合計は11億8,824万9,854円となりました。

続きまして歳出の説明に移ります。356ページ、357ページをお願いいたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。備考欄をお願いいたします。01、職員給与費等は、年度途中で職員の異動がございましたので、職員3名分の人件費のほか、02、一般管理費では、町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金や、03、庁用車管理経費で、庁用車に関する経費として支出をしております。

1ページおめくりいただきまして、358、359ページをお願いいたします。項、徴収費、目、賦課徴収費では、介護保険料徴収するための経費として支出したほか、項3、介護認定審査会費、目1、認定審査等費では、備考欄中段より下の部分ですが、要介護認定訪問調査嘱託員4名分の人件費を支出いたしました。

目2、認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として、1市5町の認定審査に係る経費を支出しております。昨年の審査会の回数としましては、全体で152回、松田町の分としては581件でございます。

続きまして、360ページ、361ページをお願いいたします。款、保険給付費でございます。支出済額は10億310万4,507円で、前年比較として3.4%の増となりました。また、令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年と当たり、計画値の給付見込額に対しては約5%を下回る結果となりました。

続きまして、項1、介護サービス等諸費では、要介護者の居宅介護から施設介護などサービス等を、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供してまいりました。

項の2、高額介護サービス費では、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合に給付されるもので、年間1,558件分を支出しております。

項の4、特定入所者介護サービス費につきましては、施設介護サービス等の利用者の居住と食費のうち、低所得者に対し自己負担額を低く抑えるよう、自己負担額と基準額との差額を補填するものでございます。

続きまして、項の5、高額医療合算介護サービス等につきましては、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスの利用の自己負担限度額を超えた方に対し

て給付されるものでございます。

次のページ、すみません、お開きください。中段、款3、基金積立金では、利子分を積み立て行い、令和5年度末の基金残高につきましては、7,450万826円となっております。

続きまして、364ページ、365ページをお開きください。款4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目4、償還金です。介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫負担金、支払基金、県費の各負担金の令和4年度分を精算したものを支払いました。

続きまして款5、地域支援事業費でございます。目の1、一般管理費では、備考欄、01、職員給与費として2名分の人件費、02、一般管理経費では、地域包括支援センターのシステム賃借料、センター事務員2名分の人件費のほか、03、庁用車管理経費では、庁用車に関する経費を支出してございます。

続きまして366、367ページを御覧ください。中段、目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。要支援者やチェックリストの結果、予防サービスが必要な事業対象者を中心に、御自宅で生活支援、運動や機能訓練など、また高齢者の栄養管理などを行うための経費で、備考欄、0101の訪問型、0102、通所型、0103の生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。

同ページの下段、目の3でございます。一般介護予防事業費でございます。備考欄を御覧ください。0101、普及啓発事業では、目的別の運動教室を直営事業として実施してまいりました。続きまして0102、地域介護予防活動支援事業では、介護予防サポーター養成講座や、地域の茶の間や自治会を訪れ、運動教室や講座を行いました。

1ページおめくりいただき、368、369ページをお願いいたします。目の4、包括的支援事業・任意事業でございます。主なものとして、会計年度任用職員として、介護予防支援専門員を4名を雇用し、要支援者の方々のサービス調整や訪問などを通じ、重度化防止に取り組んでまいりました。

続きまして、370ページ、371ページでございます。備考欄、上段、04、在宅

医療・介護連携推進事業では、足柄上郡内1市5町による在宅医療・介護連携センターの運営や、05の生活支援体制整備事業では、生活支援体制に係る人材育成や支援体制づくりに取り組んでまいりました。06、認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援チームに係る経費や、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座などを開催する際に必要な経費の支出を行いました。

続きまして、372、373ページをお願いいたします。款・項・目、予備費でございます。予算現額12億175万1,000円に対し、支出済額11億6,556万7,720円です。不用額としては9,518万3,208円となりました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、討論に入って…。(発言を求める声あり)

10番 南 雲 この後方のほうに掲載されている施策の成果及び予算執行実績報告書に、保険給付費は1人当たり給付実績が増加したことにより、3,326万4,000円増とあります。そこで、ここ5年間、介護認定された方の人数をお示しいただけますか。

福 祉 課 長 それでは、介護認定者数ということで御説明をいたします。令和元年度ですね、こちらについては574人です。令和2年度につきましては564人、令和3年度は585人、令和4年度は611人、令和5年度については601人でございます。以上でございます。

10番 南 雲 令和4年度、令和5年度と、多分コロナ明けで介護認定を受ける方が増えたというふうな状況だったと思うんですけども、現在介護予防サポーターさんが御活躍されていますけど、町の介護予防講座等の開催状況というのは、どのようになっているのか伺います。

福 祉 課 長 介護予防の事業につきましてですけども、2種類ございまして、町のほうで直接、直営でやっております啓発事業の中の火曜体操会であったりとか、はつらつ運動教室、こちらにつきましては約、5年度ですけども、月に3回行っております、参加者、延べになってしまいますが、2,082人の方が参加して

おります。また、これとは別にですね、短期集中型の予防事業というのもございまして、これは6か月単位でやるものなんですけれども、こちらについては寄地区と松田地区、それぞれ分けて行っておりまして、松田地区では36回、寄地区では29回、こちらについては松田地区で325人、寄地区で168の方が参加しております。

また、ちょっと社協への委託ということなんですけど、ミニデイサービスということで、こちらのほうも開催しておりまして、47回、延べとして435の方が参加しております。

また、これとは別になりますけれども、自治会からの要望ということで、出前型ということで、こちらのほうで予防サービスのほうも提供しております。こちらのほうですけれども、運動の指導ということで5回、口腔ケアの関係で1回、予防講座ということで、こちらのほうが3回、またその他、演奏会等も含めた中で5回の実施を行っております。延べで248名の方が参加しております。

また、これ以外にもですね、自主グループというものができておりまして、こちらのほうでも認知症予防サークルであったりとか、介護予防サークルというものが立ち上がっておりまして、こちらのほうも毎月実施している状況でございます。以上でございます。

10番 南 雲 最初私が認識していた頃より大分いろいろなものが増えていて、皆さんやはりすごい関心を持っていただけているということが確認できました。介護保険料のこの間改定がありましたときにも、基本額も上がって、また財政調整基金も崩しました。今後もね、こういった増額も、介護給付費の増加というのも見込まれていきますけれども、社協との連携をとりながら、引き続き予防に努めていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑を打ち切って討論に入って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を行います。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8「認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

それでは、380ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明をさせていただきます。まず初め、1の歳入総額は1,536万34円でございます。2の歳出総額は1,529万1,937円ですので、よって3の歳入歳出差引額が6万8,097円になります。5の実質収支額も同額の6万8,097円になります。

それでは、細部説明をさせていただきますので、382ページ、383ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書により御説明をさせていただきます。まず歳入でございます。款1、繰入金、項1、目1、節1とも一般会計繰入金でございます。こちらは町屋地区用地先行取得事業に伴う一般会計からの繰入金です。

款2、項1、目1とも繰越金、節1、前年度繰越金は、前年度の繰越金にございます。

最下段の歳入合計を御覧ください。収入済額です。1,536万34円です。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、公債費、目1、元金、節22、償還金利子及び割引料でございます。こちらは町屋地区用地先行取得事業の購入した際の起債、1億2,200万円の元金償還

金でございます。

次に、目2、利子、節22、償還金利子及び割引料は、町屋地区用地の起債の利子分になります。

続きまして款2、項1、目1の予備費については、支出はありませんでした。

最下段の歳出合計、支出済額が1,529万1,937円でございます。

説明は以上となります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切って、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第8号令和5年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第9「認定第9号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。令和6年3月末の被保険者数は2,118人で、前年度より72人、3.52%の増となっております。

それでは、392ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総

額は2億1,422万2,599円、2の歳出総額は2億793万895円、3の歳入歳出差引額は629万1,704円でございます。

次に、歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきます。次の394、395ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1、ともに後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億7,220万3,770円、収納率は全体で99.66%、前年度比較0.11ポイントの減となっております。なお、現年度分の収納率は99.84%、前年度比較0.06ポイントの増。滞納繰越分の収納率は17.20%で、前年度比較76.59ポイントの減でございます。収入未済額は57万3,830円で、現年度分16件、5名分、滞納繰越分25件、4名でございます。参考といたしまして、令和6年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきましては、2万2,500円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料、目の1、督促手数料は、1件200円で150件分でございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の収入済額は2,942万3,685円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、一般事務に係る経費として事務費繰入金、人間ドック補助金及び糖尿病性腎症重症化予防事業に係る経費として事業費繰入金でございます。

款の4、項の1、目の1、ともに繰越金は、令和4年度決算の剰余金を繰り越したもので、1,244万1,064円でございます。

款の5、諸収入、次の396、397ページを御覧ください。項の2、目の1、ともに雑入は、前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

最下段、歳入合計額を御覧ください。収入済額2億1,422万2,599円でございます。

次の398、399ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費につきましては、支出済額51万8,112円で、被保険者証の発行や郵送料など一般

的な事務に係る経費でございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額2億649万461円で、保険基盤安定負担金と被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましては、支出済額16万6,930円で、これは過年度の保険料に係る還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付金でございます。

款の4、保健事業費につきましては、支出済額75万5,392円、保健普及費では人間ドックの補助金を1件につき2万円、33件の交付をいたしました。

次の400、401ページを御覧ください。保健事業費では、保健事業といたしまして国保会計でも実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を後期高齢者も併せて実施いたしました。これらの事業に従事する保健師や健康教育の講師等に係る報償費、消耗品費などを支出しております。

最下段、歳出合計額を御覧ください。支出済額2億793万895円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。認定第9号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第10「報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をさせていただきます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられたものでございます。

その比率に応じてですね、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政運営の措置を講じることを目的に、この4つの財政指標について公表することとなっております。1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目にですね、将来負担比率の指標と併せてですね、公営企業会計の資金不足比率の公表がですね、毎年度義務づけられております。

それぞれですね、比率の一定の基準を超えてしまうと、財政健全化計画や財政再生計画を策定することが義務づけられております。そうした場合には、許可がなければですね、地方債が発行できなくなるなど、国や県の関与が強まることとなります。

なお、この比率につきましては、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からこの4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証して、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対し、財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、ここで議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、個別の指標について御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、別紙になります。まず1つ目の令和5年度決算に基づく松田町健全化判断比率でございます。単位はパーセントでございます。この表の左からでございますが、実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額のいわゆる標準財政規模に対する比率でございます。分母の標準財政

規模はですね、自治体が通常の水準の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税などの合計値、いわゆる標準税収額とに加え、普通交付税とですね、臨財債を足したものとなります。なお、松田町の令和5年度ですね、標準財政規模におきましては、32億3,337万円となっております。

そして、括弧内の数値でございます。町の基準値ではですね、これが15%を超えると早期健全化の団体になってしまうという数値でございます。松田町におきましては、赤字なくですね、比率がないというものとなりますので、横棒となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。こちらは企業会計などを含めた全会計を対象した実質赤字の、先ほどの標準財政規模に対する赤字の比率となっております。括弧内の20%を超えると早期健全化の団体となりますが、松田町におきましては横棒となっており、赤字は算定されていないという状況でございます。

続きまして、3つ目ですね。実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるもの、こちらですね、標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合でございます。この算出方法につきましては、過去3年間の平均値を用いて行うもので、この比率がですね、括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となります。そして35%を超えると財政再生団体となります。松田町におきましては6.3%と、昨年度比0.2%の増となっております。傾向といたしましては、令和5年度は令和元年度の臨財債、また町道3号線及び6号線道路改良事業の元金償還が始まったことに伴い、元利償還金が増えましたが、標準財政…税収の額及び普通交付税の増額による標準財政規模が大きくなったことでですね、分母の値が増加し、単年度の比率につきましては減少しましたが、一方、3か年の平均で出しますので、単年度の比率が低かった令和2年度がですね、平均の計算から外れたことにより、本年度は0.2%の増となったところで

ございます。

続きまして、4つ目になります。将来負担比率でございます。こちらは、ある時点における借金の額を捉えようとしている指標でございます。普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合でございます。公営企業等も含めて、地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。括弧内の350%を超えますと、財政健全化計画の策定が必要となりますが、松田町におきましては7.1%となっている状況でございます。こちらは昨年度比9.2%の減となっており、主な減少要因につきましては、地方債現在高の減少に特別会計の起債償還が済んだことなどによるいわゆる公営企業債等繰入れ見込額の減少により、将来負担額が大きく減少したものでございます。

続きまして2つ目でございます。令和5年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足比率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業特別会計、寄簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足につきましては、ございませんでしたので、横棒となっております。

いずれにしても令和5年度の状況を見ますと、いずれの会計についてもですね、資金不足がない状況でございました。

それでは、裏面になります。参考資料でございます。最終ページになりますが、7月の30日付です、提出された財政健全化法の規定によりですね、監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。資料2つ目の審査結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていることが認められましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わりにします。

議 長 日程第11「報告第6号令和5年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第6号令和5年度松田町一般会計継続費、こちらはですね、町道15号線町屋踏切改良事業に…19号線町屋踏切改良事業に伴う精算報告書について報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定において、普通地方公共団体の長は継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せて、これを議会に報告することになってございますので、ここで報告をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、報告書になります。本年度に終了した継続費でございます。款、土木費、項、道路橋梁費、事業名、町道19号線町屋踏切改良事業に係るものでございます。こちらは令和4年度から5年度までの事業年度において実施し、上段右側の比較欄でございます。年割額と支出済額の差につきましては、38万9,820円の増となっております。そして、比較欄になります。財源内訳でございます。こちらは令和4年度につきましては、国・県支出金が500円、そして令和5年度につきましては629万3,000円、地方債につきましては570万円の増と、変更が生じたものでございます。この比較につきましては、計画額からですね、実績の額を引くことで数字が記載されますので、△いわゆるマイナスの表記は計画より多く収入され、△がない数値につきましては計画より少なく収入したことになります。

そして、令和4年度、5年度合わせてですね、国・県の支出金が629万3,500円、地方債におきましては570万円、そして一般財源につきましては98万3,320円で、全体計画に対しまして補助金の額が予定よりも多く収入されたことにより、地方債の額が抑えられたということでございます。

補助金の額は、予定よりということなのですが、これは神奈川県補助金で、市町村自治基盤強化総合補助金が629万3,000円の増、いわゆる獲得できたというところがございますので、これを含めて補助金の額が増加したというところ

でございます。

以上、精算報告書の説明を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第12「報告第7号有限会社みやまの里の経営状況について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

観光経済課長 報告第7号有限会社みやまの里の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社みやまの里の経営状況を報告いたします。

1枚おめくりください。有限会社みやまの里の概要につきまして、番号3、設立年月日から順次報告させていただきます。3、有限会社みやまの里は、平成8年4月1日に設立されています。4、資本金は500万円です。町長ほか12名の方が出資者となっております。町は資本金の60%、100株中60株の300万円を出資しています。6、役員につきましては、代表取締役 大館一郎さんほか3名となっております。7、役員、社員の給与等は、資料に記載されているとおりでございますので、後ほど御高覧ください。

おめくりください。2ページ目を御覧ください。総会資料であります令和5年度事業報告書に基づいて、主な事業を報告させていただきます。

4月1日に夏休みの施設利用者の抽選会から始まり、みやま運動広場、管理センター、テニスコート等の芝刈り、草刈りや清掃など、維持管理を定期的に行っております。5月28日の第27期通常総会をはじめ、社員会議につきましては、定期的を開催し、業務報告や事業の進行管理を行っていただいております。

なお、昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響として、5月の若葉まつりが中止となりました。しかしながら、令和6年1月にはロウバイまつりを開催し、昨年よりも427人増の2万615の方が御来園をいただきました。

続きまして、3ページ目を御覧ください。令和5年度における各施設の利用人数でございます。それぞれの施設の月別利用回数、利用人数、下段に年間の

合計数を、また最下段には前年度の実績が記載しています。

同じページの枠外、令和4年度と令和5年度を比較しますと、利用人数については管理センターが16%の減、グラウンドが57%の増、テニスコートが19%の減、ナイターは利用なしから120人の利用がございました。なお、管理センターの宿泊客は、令和4年度では新型コロナウイルス感染症の影響前と比較すると3倍近く増加となりましたが、令和5年度の利用人数は減となりました。また、グラウンドにつきましては、昨年度と比較すると利用者数は増となりましたが、テニスコートの利用者数は減となりました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。損益計算書になります。左の列が令和4年度の前期額、右の列が令和5年度の決算額となっています。後のページでも同じ資料のつくりになっています。

初めに、左上の売上高です。寄自然休養村管理センターの利用料金が219万6,920円、グラウンド・テニスコートで157万1,900円の収入がございました。グラウンド・テニスコートの内訳としましては、グラウンドが75万750円で、テニスコートが78万5,950円、ナイターが3万5,200円がございました。

その下のその他の売上につきましては、バーベキュー代や売店販売に関わる収入、町補助金として物価高騰対策支援金が含まれております。したがって、損益、売上、総利益、416万4,447円が純売上高の合計金額となります。なお、売上の総利益における前年度との比較は、39万5,132円の増でございました。

表の中段、3を御覧ください。販売費及び一般管理経費でございますが、482万5,125円で、右側の5ページにその内訳が記載されております。役員の報酬から会議費まで、それぞれの費目ごとに支出した経費となっております。

4ページ目にお戻りください。売上総利益から販売費及び一般管理費を除きました営業利益は、66万678円です。昨年度と比較すると、営業損益が約40万6,000円抑えられたことがここで分かります。

次に、4、営業外収益としましては、受取利息、雑収入、町委託金、この町委託金とは、指定管理委託料になります。それぞれを合算いたしますと、営業

外収益の合計は81万132円となります。

この結果、表の中段から少し下の経常利益は14万9,454円となりました。したがって、経常利益から法人税額を差し引いた表の最下段、7万9,437円が当期純利益となります。

1枚おめくりいただきまして、6ページ目を御覧ください。貸借対照表です。左側が資産の部、右側が負債の部でございます。

まず資産の部、流動資産643万1,821円につきましては、現金、預金と未収金の合計でございます。6ページ目の最下段、資産の部の合計につきましては、643万1,821円となります。

次に、7ページ目の負債の部では、流動負債として26万2,124円になります。内訳といたしましては、未払金、未払法人税と預かり金となり、負債の部合計で26万2,124円になります。

続きまして、下段の純資産の部、株主資本616万9,697円につきましては、資本金500万円と利益剰余金を合算した金額となっております。

最下段、負債、純資産の部の合計につきましては、643万1,821円です。

1枚おめくりいただきまして、8ページ目を御覧ください。監査報告書です。監査につきましては、令和6年5月22日に実施されました。事業報告書、損益計算書、貸借対照表等と会計帳簿を照合し、適正に処理された旨が監査役から報告を頂いております。

9ページ目を御覧ください。令和6年度事業計画になります。寄地区の発展の一環として、自然休養村管理センターをはじめとする各施設の管理運営を行い、利用者ニーズ及びサービスの向上を図り、効率性のある事業運営を展開、また、観光案内に力を入れ、活性化を図ることが計画されております。なお、指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

1枚おめくりいただきまして、10ページ目を御覧ください。令和6年度の予算書になります。前年度予算と今年度予算を比較した表となっております。

まず、収入科目につきましては、令和5年度予算額が591万円、令和6年度

予算額が773万円で、182万円の増でございます。予算額を変更した主な科目といたしましては、収入予算につきましては指定管理委託料として前年度対比10万円、これは物価高騰と人件費増のため10万円を増としております。また、委託料として150万円。これはデジタル利用誘客システムを導入した後の運用の対応などのため、新たな人材を雇用するものでございます。

支出科目につきましては、収入と同様に令和6年度は前年度比182万円の増でございます。予算額を変更した支出科目としましては、収入の委託料で増とした予算を賃金の増に充てております。また、事務運営につきましては、社会保険料や税理士事務所への支払い増のため、増としております。

以上でみやまの里経営状況について報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。ページ4ページのところの売上高の中で、決算額として416万4,447円ということです。その内訳がその下に書いてありますけれども、これらにつきましては、令和5年度の決算ということですね、これについては承知しましたけれども、令和6年度につきましてはこのグラウンドとテニスコートですね、5年度のほうの内訳が分かれば、令和6年度で今、工事が始まっておりますけれども、グラウンドの影響額というのがどの程度ですね、グラウンドの工事に伴うですね、減収の影響額がどの程度あるのか。これがですね、7ページのところで利益剰余金は116万9,000円ぐらいが剰余金ということですよ。その辺で、令和6年度ですね、経営状況について、工事に係る影響等があるのかないのか、剰余金の中でですね、収まるような見通しでいけるのか。その辺をお伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 グラウンド工事に伴いまして、9月から12月まで利用を止めておりますので、減収になる見込みでございます。この剰余金の中で収まる…（私語あり）

議 長 分からなければ、後ほどということよろしいですか。（「結構です。」の声あり）では、後ほどで。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしとのお声です。以上で報告を終わりにします。

議 長 日程第13「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

産業厚生常任委員会委員長からの申し出についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議 長 日程第14「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長一任でお願いいたします。

議

長 以上で本日予定いたしました日程の全てが終了いたしました。これをもって本定例会を閉会といたします。9日間にわたり、慎重な御審議ありがとうございました。
(16時04分)